

飯塚市スポーツ協会補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年4月4日

飯塚市長 武井政一

飯塚市スポーツ協会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市民の健康と体力の増進及びスポーツ活動を通じ市民相互の親睦、運動技術の向上を図り、併せて本市のスポーツ振興に寄与するため、一般社団法人飯塚市スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）が行う事業に対し、補助金を交付することについて、飯塚市補助金等交付規則（平成18年飯塚市規則第54号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象事業及び経費)

第2条 スポーツ協会が行う補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 福岡県民スポーツ大会
- (2) 飯塚市民総合体育大会
- (3) 各種スポーツ事業

2 補助の対象となる経費は、前項に掲げる補助対象事業の実施に要する人件費、事業費等のうち市長が認める経費とする。

(補助金の交付額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める。

(補助金の交付)

第4条 補助金は概算払いの方法により交付するものとする。

(実績報告)

第5条 スポーツ協会は、補助対象事業完了後速やかに実績報告書を市長に提出しなければならない。

(補則)

第6条 この告示に定めるもののほか、補助の申請に係る申請書等の様式その他の補

助に必要な事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(飯塚市社会教育関係団体補助金等交付要綱の一部改正)

2 飯塚市社会教育関係団体補助金等交付要綱(平成19年飯塚市告示第33号)の一部を次のように改正する。

別表第1(第2条関係)飯塚市体育協会の項を削る。